

輸入する商品に對する最惠國待遇と改め、第七條による開港を二港に増加し、右の内一港は下ノ關他の一港は雙方協議の上決定することに改めたいと申越し、寺島外務卿は之れに同意を與へた。依て愈々明治十一年七月二十五日吉田公使とエヴァート國務長官との間に日米改正條約が調印せられることとなつた。右改正條約は其後同年十二月十八日米國上院に於て三分の二以上の賛成を以て之れを承認したから、本邦に於ても翌明治十二年二月七日 陛下に御批准を奏請し、四月八日華盛頓に於て批准書を交換し、七月一日裁可公布するに至つた。尙本改正條約には條約 Treaty なる名稱を用ひず約書 Convention なる字句を用ひて居るが、右前記の如く本條約を以て暫定的の性質を有するものと見做す爲めであると思はれる。

之より先在本邦ビンガム米國公使は、本改正條約第十條の如く日本と他の安政條約各國と現實此の約書と均しき所のものを締結する場合に限り其の效力を生ずべきことを規定するときは、事實本條約は其の效力を生ずべき機會を失ふことを虞れ、寧ろ右第十條は之を削除し、其の代りに第二條に規定する米國品の輸入税等に關する最惠國待遇に代へ、本條約と等しき條約を締結する國の商品と同一の待遇を有すべきことに改むべきであると本國政府に建議した。寺島外務卿も右ビンガム公使の建言に賛成し在米吉田公使に對し當時恰も歸米の途に上りしビンガム公使と會見商議すべき旨訓令するところあつたが、右ビンガム公使の建言は既に改正條約調印後のことでもあり、又同公使修正案によれば、新條約實施後米國は商品の輸入税に對し最惠國待遇を有しないことになり、又日本は條約實施と同時に直ちに下ノ關外一港を他の諸外國にも開港せねばならぬこととなつて到底實行し得べきものでなかつた。又歸國中のビンガム公使も吉田公使と會見する機會なく其の儘となつた。

斯くて寺島外務卿の關稅自主權回復に關する米國との交渉は容易に妥結を見るに至つたが、歐洲諸國との交渉は露西亞及伊太利政府に於て好意的態度を示したるに止り、英・佛・獨其の他の諸國とは全然交渉不成功に了つた。然る

が故に嚮にビンガム公使の危虞した如く第十條の規定が暗礁となつて、折角批准の交換まで了つた日米新條約も永遠に浮び上らぬ難破船となつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷一五六文書以下參照

2 同右二〇二文書以下參照

第二節 歐洲諸國との條約改正交渉

交渉開始 寺島外務卿の對米交渉は豫期の如く圓滿に進捗したが、米國との交渉も他の列國との間に米國同様の條約が締結せられなければ何等實效なきこと明白となつた。依て米國との開談より約半ヶ年後れて明治十一年二月九日付を以て、關稅自主權回復を目的とする改正條約の締結方に付在歐各國帝國公使宛訓令するところあつた。而して右訓令中「關稅自主權は獨立國家として日本の當然有すべきものなること」を説明した。又「明治二年以來常に輸入超過相次ぎ、明治元年以降明治八年に至る間に於ける輸入超過累計額五千七百十九萬四千圓の多きに及び（註同八ヶ年間ニ於ケル一ヶ年平均輸入額二千四百十四萬九千圓ニ對シ輸出額千七百八十七萬四千圓即チ每年平均輸入超過額六百二十七萬五千圓）而も稅率は慶應二年江戸改稅約書に於て從價五分を基礎とせるものが、最近橫濱稅關統計によるに從價四分二厘二毛（註蠟燭の現行稅率は從價三分六厘、生金巾は從價四分五厘乃至四分九厘五毛、鐵塊は從價四分五厘九毛、白砂糖は從價三分、靴底革は從價一分九厘三毛）に過ぎないこととなつた爲め旁々近年正貨流出甚しく、（註明治五年乃至八年累計正貨輸出超過額三十一萬九千圓）其の結果幣制の安固を維持し得ない状態に立ち至つたが故に、輸出入額の均衡を得せしめる目的を以て輸入税を引上げるの必要がある。更に右輸入税の引上げにより國產保護を爲すと共に其の得たる收入を以て輸出獎勵の爲め輸出税を全廢するの必要がある」とした。

當時歐洲諸國に於ては未だ自由貿易主義強き時代であつたから在歐上野(景範)駐英公使、鯨島(尙信)駐佛公使、青木(周藏)駐獨公使等は擧つて、右「外務卿訓令中にあるが如き論法即ち輸入税を引上げ國產保護を爲し輸出税を免除して輸出獎勵を計るが如き主張の下に關稅自主權の回復を企圖するは、關稅保護主義に準據するものであるから歐洲諸國に於ける自由貿易主義的政策と全面的に扞格し、又自主權回復を國家獨立主權と相容れずとする論法は他の東洋諸國との條約交渉にも影響すべきに付到底列國の同意せざるところである。從て右の如き論法は米國に對しては適當なるべきも歐洲諸國殊に英吉利に對しては全然採用すべからざるものである。即ち歐洲諸國政府に對しては關稅自主權回復に必要とする理由としては收入關稅主義の見地よりすべく、日本は財政の確保・幣制強化の爲め現行關稅に對し幾分引上ぐるの必要あることを主張し、輸出税の免除も依て生ずべき外國貿易の増進により彼我共に利益すべきことを理由とすべきである」との意見を具申し來たつた。然るに前記關稅自主權回復を必要とする理由として訓令書に述べたところは、既に寺島外務卿より在東京各國公使に交付済なる條約改正説明書中に記載した後であつたから今更之を變更することは出来なかつた。依て止むなく鯨島駐佛公使は明治十一年五月六日付を以て、青木駐獨公使は同五月七日付を以て、又在英上野公使は五月十日付を以て、夫々任國政府に對し、條約改正に關し寺島外務卿より訓令の次第を成るべく字句を緩和して提議するところあつた。

其後七月二十五日には愈々華府に於て日米條約調印を了つたから、寺島外務卿は改めて右日米條約に同様の改正條約文を調製し、十月九日之を在英佛獨各帝國公使に送付し、右に基き任國政府との間に至急會談を試むべきを訓令した。

各國の態度 之より先佛國外相ワディントン Waddington は八月三十日付を以て鯨島公使に對し、佛國政府は新條約により本邦の關稅自主權を認むべきも、右に對し日本は互惠協定を附屬せしむべく且つ其の報酬として内地を開放せんことを希望した。英國外相グランヰル卿は在本邦英國公使パークスの進言に基き日本に關稅自主權を附與することを危險なりとしたものの如く、十一月二日付を以て、嚮に上野公使より五月十日付で提議した公文に對し、英國政府に於ては日本が財政確保の爲め現行關稅を引上ぐることに付異存なきも、保護貿易主義の見地から關稅引上げを爲すことには異議ありと述べ、又安政條約所載協定稅率が日本の國權を犯すものとは考へられないと回答した。又獨逸外相フォン・ビュロー von Bülow よりは十二月五日付を以て、日本の要求する稅率引上げは甚だ高く、日本に於ける獨逸の貿易上に非常の損害を誘起すべきが故に同意することを得ない旨を回答し、更に獨逸外相は明治十二年二月二十四日青木公使と會見の際、日本より提出の國定稅率案を拒絶し、獨逸政府としては日本政府よりモデルトの要求をなすならば改訂の商議に應ずべきも、日本にして原提案を保持して動かすとのことならば、獨逸政府としても止むを得ず改訂會議を見離し、從前の條約による權利を維持するの外なしと言明した。且つ獨逸政府は二月二十七日付公文を以て佛國政府に對し、日本が關稅自主權を主張する以上條約改正の協議を爲すこと無益に屬する旨を申送つたことが判然するに至つた。

之に反し露西亞政府は明治十一年五月十七日榎本公使より外相ゴルチャコフ病氣の爲め外務次官ギールス Giers と關稅自主權回復を基礎とせる改正條約締結の交渉を始めた。之に對し同次官は六月二十日付榎本公使宛公文を以て欣然日本政府の提議に同意する旨を回答して來た。伊國政府も亦、外務大臣コント・コルチ宛明治十一年五月三十日付櫻田(親義)臨時代理公使よりの提議に對し、同年十一月十四日付外務大臣代理マフフェイより中村(博愛)臨時代理公使宛公文を以て、本邦に於て輸入品に適用すべき稅率に最高限を定め且つ最惠國待遇を許與する以上、日本の提案に對し同意すべき旨を回答した。

斯く英・獨逸政府の態度は大體同一であつて本邦の提議に應ずるべからずとなし、露西亞・伊太利は大體に於て本

邦の提議に同意して幸支へなしとし、佛國は本邦に於ける生絲に對する輸出税の廢止は自國の利益とするところなるを以て本邦の提案に對し主義に於て同意を表するも、英獨と等しく日本の提案せる國定稅率案を以て高きに過ぎると爲し全面的協定により之を引下げざることを希望し、更に代償として日本内地開放の必要があると爲した。即ち英・獨・佛政府は日本の關稅自主權回復を原則として認むる案に反對した。寺島外務卿は列國に於て日本の關稅自主權を認むる場合には國定稅率實施に公布後相當猶豫期間を設けること、及日本の國定稅率は締約國中米・露の如き極端な保護主義を採る國を例外とし、夫以外の諸國中の何れよりも高くしないことの條件を約束しようと提議したが、到底同意を表するの形勢がなかつた。依て明治十二年三月七日在英上野、在佛鮫島兩公使は協議の上連名を以て寺島外相宛電信を寄せて「國定稅率制定の主義を固守し外國との關稅協定の全廢を主張するところの所謂關稅自主權論を放棄すること、今回の改訂に於ては從價五分基準以下になつて居る江戸改稅約書所定の稅率を一割乃至一割五分見當に引上げるに止め、右引上げらるべき協定稅率は便宜上歐洲の一地（例へば英國）に於て關係諸國の代表を集め協議すること、又日本よりの代表としては寺島外務卿若くは之に代るべき關係者（例へば大藏卿）の歐洲に出張することが適當である」と上申して來た。當時歐洲視察旅行より歸朝せる松方大藏大輔も亦右上野、鮫島兩公使の意見を支持し、倫敦に於ける條約改正會議開催の件を寺島外務卿に勸説し、在獨青木公使も倫敦會議説を可とした。外國側に於ては一齊に之れに傾き、英國政府の如きは獨逸政府等と聯絡を採り、至急倫敦に於て會議開催の上新協定案を明治十二年中に商議決したき意向なる旨上野公使に洩らした位であつた。日本に同情を有する露伊兩國政府も亦倫敦會議説に賛し、露國政府の如きは日本政府に對し之れを德憑し、若し日本に於て之に同意する場合には露國委員は伊國委員等と共に同會議上に於て日本を支持すべしと迄言明した。然るに寺島外務卿は是等倫敦會議説に對して強硬に反對し、其の表面の理由は若し倫敦等外國に於て會議を開くときは自然本邦より多數の専門家を送らねばならず、本邦の事情として

不可能に屬すと云ふに在つた。従つて若し關係列國に於て強ひて倫敦會議説を主張するならば日本より多數の専門家が出張をしないで済む様に、列國政府に於て會議開催前に日本に對し「關稅自主權承認の基礎の下に會議を進むべし」との條件に同意すべきであるとした。寺島外務卿は此の意味に於て在英・佛・獨各本邦公使に訓令した。又在本邦英國公使パークスより「倫敦會議開催と決定せば至急歸國を要す」とし日本の態度を質問したるに對し、外務卿は「歸國の必要なかるべき」ことを説明した。蓋し寺島外務卿に於て斷乎として倫敦會議による合同談判を不可とし、日本に於て國別交渉を試みようとした眞の理由は、合同談判によるときは自然の勢として本邦は列國の聯合により壓迫を蒙るに至るべく、東京に於て各國公使を相手として國別談判をなす方本邦の主張を貫徹するに便であるとなしたものの様である。之に反し在佛鮫島公使其他が歐洲會議説を主張した理由は

(一) 日本に於て條約改正交渉を行ふ場合在本邦各國公使は知らず知らずの中に在留外國人の既得利益を擁護せんとする風潮に制せられて日本に不利なる意見を主張すべく、又各國の慣例として本國にとり差して重要ならざる東洋の事件は出先公使の意見に任ずるを以て到底日本に有利に轉換すべくも非ず。

(二) 殊に日本として條約改正は頗る重要な事項なるも關係外國政府としては然らざるを以て之が處理に高價なる料金を要する電信を用ふるが如き場合は稀れなるべく、自然日本に於ける交渉は放任勝ちにて遷延を重ねざるを得ず。

(三) 之に反し歐洲の一都に於て條約改正交渉會議を開催するときは日本の正統なる要求は關係國政府の首腦部に對し本邦在外使臣を通じ直接容易に了解せしめ得るのみならず、關係列國政府に於ても當今の世界情勢上日本の主張を無視するを得ず。

(四) 又列國間の利害の衝突は自然其の間彼此互に牽制するに至り在本邦各國公使間に於ける場合の如く聯合して日

本政府に當るが如き形勢を馴致することなかるべし、と云ふに在つた。

斯くて寺島外務卿の主張固く、列國は止むなく東京に於ける條約改正交渉に同意した。寺島外務卿は東京に於ける條約改正交渉を幫助せしめる爲め在英上野公使及在獨青木公使に歸朝を命じ大に陣容を整へた。

對伊交渉 嚮に寺島外務卿の改正提案に同意を表した伊國政府は率先日本との間に條約改正を遂げ、明治六年以來懸案中なる蠶卵紙買入伊國商人の爲めに内地旅行の權利を獲得せんと企圖した。即ち明治十二年二月十四日在本邦伊國公使バルボラニ Barbolani 伯は寺島外務卿と會見の際自ら進んで自分限りの試案として十四ヶ條より成る日伊修好通商航海條約案を提出するに至つた。

同條約案、

第一條に於ては日米改正條約第一條に於けるが如く、一八六六年江戸改稅約書及附屬貿易、關稅及港則は無効たるべきことを、

第二條に於て日本の關稅自主權を承認するところの伊國皇帝は日本に對し本條約附屬の新關稅率及貿易規則を承認す。尤も右新關稅率は兩國の協議によるの外本條約有効期間中變更を加へざるべきことを、

第三條に於て伊國に於ては輸出稅を課せざるに鑑み日本は伊國向輸出貨物に對し本條約實施後何等輸出稅を課せざるべきことを、(日米條約第三條に同じ)

第四條及第五條に於て日米條約第五條及第六條同様日本に於ける沿岸貿易に對するの權は日本の專管に屬すること並に右に拘らず伊國船は外國貿易貨物の一部積卸又は一部積込をなし得べきことを、

第六條に於て伊國の關稅及貿易規則に對してなしたる日本への讓歩に對し、日本政府は伊國人の爲め日本内地を全開し、右伊國人にして日本に於ける民刑法權に服從する限り、不動産を所有すること及商工業を營むこと其の他

に付内國臣民と全然同一の權利を有すべきことを、

第七條に於て前條の特權を受けんとする伊國人は豫め伊國公使館經由日本政府に宣言をなすべきことを、

第八條に於て日本政府は現行刑法の今後に於ける改正を逐一伊國公使館に通知すべく、又一切の拷問を廢止すべきことを、

第九條に於て日本の法權に服從する伊國人が民刑事事件に付日本裁判所の裁判を受ける際は、伊國公使館又は領事館附屬通譯官の援助を受けるの權利あることを、

第十條に於て日本内地居住の伊國人の住宅は不可侵にして現行犯の場合、又は伊國通譯官の同伴ある場合の外臨檢搜索をなし得ざることを、

第十一條に於て日本政府は開港内伊國人に對する衛生及警察に關する行政規則並に開港外一定區域内に於ける狩獵規則を制定し得べく、伊國領事官は右日本政府の諸行政規則により伊國人を裁判すべきを、

第十二條に於て江戸改稅約書規定中本條約により變更なきものは其の儘效力を存續すべきことを、

第十三條に於て本條約は十二ヶ年效力を有し、之を廢棄せんとする場合には右有効期間一ヶ年前又は其の後に一ヶ年前の豫告を要すべきことを、尤も本條約第六條乃至第十條内地開放に關する規定は條約期限後にも兩國政府の協議によるの外廢棄又は修正するを得ずと云ふことを、規定した。

即ち伊國に採り頗る虫の良い案で、日本は條約改正により法權稅權の一部を回復しようとする案であつた。併し兎に角伊國公使が日本の法權服從の下に内地開放を求め來つた點は、明治六年副島外務卿の當時本邦より外交團に提議した外國人内地旅行規則案に因つたものである。從來外交團に於ては治外法權を維持しながら外國人の内地に於ける居住營業の自由を得べきことを主張し來つたに比較し大に進んだ案である。

依て寺島外務卿は明治十二年六月三日付を以て右伊國公使提案に對し、明治十一年七月二十五日の日米新條約を基礎とした十ヶ條より成る新日伊通商條約（コンヴェンション）案を交付した。即ち新日伊條約案に於ては

第一條 日米新條約と等し、

第二條 日米新條約第二條を削除し日米條約第三條を第二條と爲し、

第三條は同上第四條と等しく、

第四條は同上第五條、第六條を併合したるもの、

第五條及第六條は同上第七條及第八條と等しく、

第七條に於て伊國民は本邦地方警察規則に服従すべきを規定し、

第八條は慶應二年八月二十五日日伊條約第十九條規定の最惠國待遇に相互的有條件最惠國待遇規定を附加したもの、

第九條は本條約規定に扞格せざる兩國間現存諸條約及本條約は本條約批准交換の日より十ヶ年效力を有し十ヶ年後

は一ヶ年の豫告を以て本條約共に廢棄し得べきことを規定したるもの、

第十條は本條約は調印後十五ヶ月以内成るべく速かに批准交換を爲すべきを規定せるものである。

而して伊國提案中内地開放に關する部分に付ては不日對案を送付すべく、又伊國提案第二條所載の關稅を協定條約附屬稅目とすることは出來ざるも國定稅率は條約改正の際各國との協議により定むべく、右各國との協議により決定公布せる本邦國定稅率は一定期間例へば五ヶ年位變更せざることを約するも差支なしとの意見を内示した。

其後寺島外務卿は六月十九日付太政大臣宛を以て、日本の法權に服従する伊國人に對し居住營業の爲め全部内地を開放し又二十五年の借地權を與ふべしとの内容を有する六ヶ條より成る新條約附屬追加條款案に付廟議を問ふところあつた。他面伊國公使より前記新國定稅率據置に關する寺島外務卿の腹案を推問せるに對し、「各國との國別協議に

より決定すべき本邦新國定稅率は固より江戸改稅約書よりも相當引上げたものなるべきも主要列國關稅率よりも高からざるべきこと、又相當期間動かさざるべきこと」を確言すると共に、更に新條約に於ては「伊國側も日本品に對し最惠國待遇を附與せざること竝に伊國側に於て希望する場合には彼我少數物品に對し互惠協定稅目を設け之を新條約に附屬せしむるも差支なき」を示した。而して「互惠協定物品としては先方よりの珊瑚、葡萄酒等に對し、本邦より蠶卵紙等の稅率を協定するが如く、其の範圍は甚しく極限せられたるものなるべし」と説明した。斯くて彼我の意見は漸次明確にされ條約改正交渉略々軌道に乗るが如く見えたが、一方英國との交渉が暗礁に乗り上げた爲め、寺島外務卿は責めを負うて離任するに至り、伊國公使が列國公使に先んじて爲さうとした本邦との間の條約改正交渉も何等成果を見ずして了つたものである。

阿片密輸事件と對英交渉の頓挫 従前諸外國政府は安政條約に規定する領事裁判權を廣義に解釋し、本邦各種行政法規と雖も外國人に關する限り、各公使全部の同意を得なければ之を外國人に適用するを得ないと主張した。之が爲め明治政府は外國人旅行規則、通貨制度、銃獵規則³、内外國人との婚姻規則⁴、在留外國人新聞發行取締規則⁵に至る迄之が制定に付一々諸外國公使の團體たる外交團との協議を要するの慣例を生じた。而して外交團との協議には各公使全體の同意を要する爲め自然事は遷延に遷延を重ね、結局本邦諸行政規則は事實上一切外國人に適用せられないこととなつて、外交紛議は頻繁に起つた。

ハートリー事件 折柄明治十年十二月十四日ハートリー阿片密輸入事件なるもの起り寺島外務卿條約改正方針に一抹の暗翳を投じた。右事件は横濱在留英國商人ジョン・ハートリー John Hartly なるもの安政五年日英條約附屬貿易章程第二則末項規定（同項にては阿片を輸入禁止品とし阿片三斤以上所持する英船舶は其超過額を沒收せられ又阿片を密輸入したる英國商人は毎斤十五弗宛の過料を課すべきを規定す）に背いて生阿片二十封度を密輸入せんとし稅關

に摘發せられた。更に翌年一月八日再び吸煙阿片十二斤を護謄二百二十一封度入容器の中に混入して密輸入しようとして發見せられた。兩事件は何れも税關より英國領事裁判所に起訴せられた。然るに英國領事裁判所に於ては前者に對しては「生阿片は藥用に供するものなるに付條約による輸入禁止品に非ず、又阿片の日本への輸入は關係英國關令に違反せず」としハートリーを無罪とした。後者に對しては「吸煙阿片は貿易章程による輸入禁止品なるに付三斤を超ゆる額に對してハートリーは所定の過料を拂ふべく、三斤を超過する部分は焼却すべきも三斤丈けはハートリーに積戻しを許すべく又容器及護謄は之をハートリーに返還すべし」と判決した。右英國裁判所の判決に對し、日本政府に於ては前者に對しては貿易規則に對し不當なる解釋を爲したものとし、又後者に對しては密輸入者たるハートリーの貨物は貿易規則上全部沒收し得べきものとした。依て寺島外務卿は明治十一年五月十八日付を以て在英上野公使に訓令し、英國裁判所の判決に對し上告の手續を採ることとした。上野公使は當時恰も英國と條約改正交渉中にもあり、又英國政府に於ては率直に日本政府主張の正當なるを認めたから、外交談判を以て之を解決しようと試みた。然るに英國政府に於ては明治十二年二月七日に至り本件に關聯し、日本に於て藥用阿片輸入規則を定めるの必要があると主張して、容易に解決を見るに至らなかつた。其後上野公使は條約改正東京會議補助のため歸朝し本件は有耶無耶の中に荏苒經過し去つた。

條約改正交渉に付ては英國政府は千八百七十九年（明治十二年）四月一日付ソールズベリ卿より上野公使宛公文を以て東京會議說に對し承諾を與へた。而して前に記せし如く、日本が國定關稅主義を採ることに反對して一步も譲らず、在本邦パークス公使に對し何等具體的訓令を送ることなく、單に「本邦政府より關稅自主權回復と云ふが如き高飛車の主張に出でず具體的案の提出するを待つて交渉を開始すべし」と申送るに止まつた。且つ會議に付ても寺島外務卿の國別談判方針を排して飽くまでも各國合同の談判を主張して動かず、遂に明治十二年七月十五日付を以てパ

クス公使は「貴國現行稅則重修に就ては貴政府御企望の考案を各訂盟國各政府へ御提出相成之を以て連合談判の基礎とする旨御通知有之候迄は我政府に於ては條約改正に付何等の御談判にも難相及旨閣下へ申進候様我外務卿より訓令有之候此段及御通牒候」と申入れた。確然と交渉は斷絶したのである。

右に關するハートリー事件の教訓は、阿片輸入禁止規定の場合の如く、條約中明文を設けても英國領事裁判所に於て之を曲解して無効とする以上、寺島條約案主張の如く今後一切の關稅規則制定の權を日本に於て回復することとなつても、之を解釋するの裁判權を併せて我れに回復しない限り何等實效を齎すものでないといふ事實である。換言すれば本邦制定の關稅規則を解釋し適用するものが依然外國領事裁判所たる以上其の效を擧げ得ないが故に、右關稅規則を解釋し適用するの權を併せ本邦裁判所にて有することとならなければならぬと云ふことが判然したのである。斯くて國論は裁判權の回復に不十分な寺島條約改正に満足出來なくなつたのである。且又日英條約改正交渉の斷絶は寺島外交の行き詰りであつて、内外不評の中に憫れ外務卿は挂冠文部卿に轉じたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷一八八文書

2 同右三一四文書以下參照

3 4 5 大日本外交文書第九卷二二二、二二七、二四六文書

6 條約改正關係大日本外交文書第一卷三四六文書

第三節 日鮮修好條規の締結

日鮮關係沿革 寺島外務卿時代に於て本邦條約史中特記すべきことは明治九年二月二十六日朝鮮江華府に於て本邦と朝鮮との間に始めて修好條規が調印されたことである。元來本邦と朝鮮との間の修好交通は文祿征韓の役以後一時中絶したが、徳川家康の親善政策の結果慶長十二年（一六〇七年）に至り復活し、朝鮮の信使は駿府及江戸に至つて家